

## 解決へあと一歩

幼児の受験教室で働く先生が突然退職強要をうけた。

今年の1月に突然始まった退職勧奨は2月に強要になり、3月には、解雇予告へと続いた。背景に生徒減少という事情があるにせよ、特定の人をねらった、不当な退職強要だった。何人かが応じたが、2人は納得できず、ユニオンに応援を求めてきた。

3月7日からは、3回の団交が開かれたが、会社側の代理人弁護士は、解雇は撤回できない。解決条件は、3ヶ月分が相場であると、回答してきた。

労働契約法第17条では、期間途中での労働者の解雇は禁止されています。そして、民法第628条で、使用者の一方的な過失による場合には損害賠償を負うと明記されています。

会社には、彼女たち二人に対しては、契約残月数の全額の賃金の支払い義務があります。解雇を撤回できないなら、契約の残りの期間の賃金を払うことを要求しました。そして、回答期限を指定して、回答がなされない場合は労働組合として、団体行動権を行使すると宣告しました。

支払い方法に、やや難点があるものの、回答月数は、要求を満たすものでした。

3月30日に4回めの団体交渉が開かれる予定です。解決へあと一歩

### 抗議文

C会社が、2人に対して行った退職強要を考えたら、到底許せない回答の仕方である。

与えた精神的苦痛をどう考えるのか？2人の病院の診断書を読んだであろう。2人の今後の生活をどう考えているのか！

話し合いに直接顔をだして、精神誠意話し合うどころか、代理人をたてて、他人まかせにする。従業員を雇う経営者としての責任を感じない。

経営者なら、経営者として、腹をくくって経営にあたるべきである。当面の金がないなら、過去にC会社からうけた利益を考え、個人資産からでも出すべきである。借入してでも払うべきである。

それを、数万円の分割払いでどうでしょうか？とは働くものをなめ

た態度である。

弁護士に払う金があっても、2人に払うお金はない。新教室を開くお金は出しても、2人に出すお金はない。要は払いたくないということだ。

先日の団体交渉の中で組合の見解は、既に表明してある。労働組合法で認められている団体行動権を行使して、責任者であるC会社一族に対して力の限り解決を求めて行く決意である。

支払方法は一括。支払額は契約残と慰謝料。3月22日の午後5時まで回答してください。



## スケジュール

**2016年4月の会議**の予定です。

例会 4月 6日(水) 18:30

運営委員会 4月 21日(木) 19:30

いずれも会議は西蒲田の事務所

**5月の会議**の予定です。

例会 5月 12日(木) 18:30

運営委員会 5月 26日(木) 18:30

4月の第1木曜日は他のスケジュールとWため、水曜日に変更しました。

5月は、他のスケジュールとの調整の為、第2第4の木曜日に変更します。

働く仲間の相談センター

# 京浜ユニオニス

2016年  
4月1日  
NO.245

〒144-0051

東京都大田区西蒲田4-32-9  
労働組合・京浜ユニオン  
TEL 050-3410-6240  
FAX 電話と同じ  
振込口座 中央労働金庫蒲田支店  
80655997 京浜ユニオン

働く仲間の相談センター

Ex-URL keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

Ex-URL keihin.yunion@wonder.ocn.ne.jp ホームページ http://keihin3762.sakura.ne.jp/

# 会社を辞めても、労災の休業給付はもらえるのか？

会社で仕事中ケガをしたが、労災給付を申請しないで辞めてしまった。その後自宅で療養していたが、後遺症がでたのか、具合が悪くなってしまった。はたして、労災の休業給付を受けることができるかという相談がありました。労災保険法第12条の5で、「保険給付を受ける権利は、労働者の退職によって変更されることはない。」と明記されています。

ただし、時効は働けなくなってから2年です。亡くなった場合に遺族が申請する場合は5年です。

退職後に休業給付を申請する場合は、もよりの労働基準監督署に申請用紙をもらいに行ってください。

ただし、会社から負傷・発病の年月日や災害の原因について証明を受けることが必要となります。

しかし、会社の協力が得られない場合があります。その時は、「会社にお願ひしたが協力を得られなかった旨を説明し、証明印のないまま労働基準監督署に提出します。労災かどうかは、労働基準監督署が調査した上で判断します。なを、申請書には医師の証明も必要です。

また、退職後に時間がかかり、会社がなくなっていた場合でも申請は可す。給付期間は、最長1年6ヶ月。それを越える場合は審査があります。「療養を継続してもこれ以上よくなる状態」になると、治癒と判断されて、打ち切られます。だいたい1年6ヶ月が目安です。

退職後に老齢厚生年金や老齢基礎年金、退職共済年金などが、支給されている場合は支給調整がされます。

支給条件は3つ、労災事故によるケガや病気のために療養していること。その療養のために労働することができず、賃金の支払いを受けていないこと。待機期間の3日を経過していること。ちなみにこの3日間は会社に6割の賃金補償の義務があります。

療養開始後1年6ヶ月を経過しても治らず、傷病等級に該当した場合は、休業給付から年金に切り替わります。

支払われる金額は1日につき、給与基礎日額の60%相当額の休業補償給付金と20%相当額の休業特別支給金です。過去3ヶ月の平均賃金の80%相当額です。

# 妊娠を理由に退職を強要されたが、納得のいく 内容で解決した組合員 M さんの手紙

食品会社 A で配送ドライバーとして約5年半働いていました。

妊娠が発覚したので、業務人事担当 N 氏にギリギリまで働きたいと相談したところ、運転業務と力仕事だし、なにかあっても責任がとれないと退職を強要されてしまいました。

この先どうしたらいいか分からず、放心状態で怒りと悔しさの中、区役所、ハローワーク、労基署とどこも動いてくれずたい回し。

色々調べて行きついた所が京浜ユニオンでした。

すごく親身になって相談にのってもらい、自分の味方になってくれて一緒に戦ってくれました。

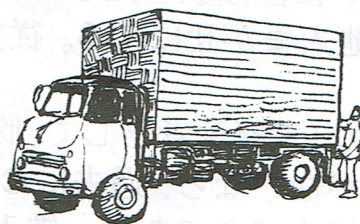
会社との団体交渉は3回行いましたが、会社側は一向に認めようとせず、話し合いにならないまま、平行線でした。

が、団体行動権を実行すると宣言したところ、急展開が起き、業務人事担当 N 氏から謝罪があり、会社側から十分納得のいく回答があり、無事解決することができました。

精神的にも、すごく体力を使い、きつかったけど、納得のいく結果を得て、ユニオンに駆け込んで良かったと思いましたし、ユニオンという場所の存在をもっと多くの人に知ってもらいたいと思いました。

本当にお世話になりました。感謝の気持ちでいっぱいです。

M





# かわら版

## Union

2016年4月1日

### 行動日程

#### 4月

- 3日(日) 花見 12時より 場所東糀谷公園
- 6日(水) 2016 権利春闘中央行動、13:00、経団連前
- 11日(月) 京浜ユニオン昼ビラ、12:00-13:00
- 12日(火) 南部権利春闘集会、18:30、大田消費者生活センター
- 18日(月) デイベンロイ本社前集会、17:45、本社前(品川区東大井)
- 19日(火) 2000万人統一署名全国一斉行動、全国各地  
私達はあきらめない!戦争法を廃止へ!安倍内閣は退陣を4・19総がかり行動、場所未定

#### 5月

- 1日(日) 日比谷メーデー、10:00、日比谷野外音楽堂
- 3日(火) 5・3 憲法集会、13:00-16:00、有明防災公園

デイベンロイは都労委命令を守れ！不当労働行為を繰り返すな！！

## 本社前集会へ結集を

全国一般東京東部労働組合デイベンロイ労組支部が4月18日に本社前で集会を行います。次のような理由からです(同支部の呼びかけ文より)。

「デイベンロイリネンサプライ(株)は、大森本社・工場移転で組合員を激減させる不当労働行為を行いました。この闘争は、都労委で和解し正常な労使関係を作るよう和解協定を交わしましたが、その後就任したデイベンロイ福島専務は、「労使関係をゼロから見直す。」と発言し、協定の無視、組合との協議を無視して経営が何でも出来る会社を目指し、不当労働行為を連発しました。その為2回目の都労委闘争となったのです。

「裁判でも都労委でもなんでもやって下さい。我々いくらでも闘いますから。都労委闘争中にも関わらず飛び出した福島専務の発言です。この言葉は会社の組合敵視政策の本音です。組合を潰してやると言わんばかりです」

しかし都労委は労組の言い分を認める命令を2月22日に会社に下しました。その要旨は次の通りです。

- 1 経営状況が説明する場合は、資料や具体的な数字を示せ。
- 2 社内定期便利利用禁止の通知を取り消せ。
- 3 組合員 Mさんの配置転換命令を取り消して原職復帰させろ。不当に低い Mさんのボーナスの差額を払え。
- 4 組合からの脱退勧奨をやめろ。
- 5 ボーナスの計算方法を隠さず明らかにしろ。

「勝利的命令という評価の今回の都労委命令ですが、このような状況では予断を許さない状況です。当然、棄却された部分は中労委に再審査申し立てすることとなりましたが、会社側も中労委に再審査申し立てをしていました。つまり、事態は全面对決の様相を呈しています。」(同上)

結集して抗議の声を一緒に上げましょう。

とき：4月18日(月)午後：5時45分～

ところ：デイベンロイリネンサプライ(株)本社前

品川区東大井2-13-8ケイヒン東大井ビル5階

(京浜急行立会川駅徒歩5分、JR大井町駅徒歩20分)

# 「やっぱり癒しは必要だ！」

ユニオンのカフェタイムを見学してきました。

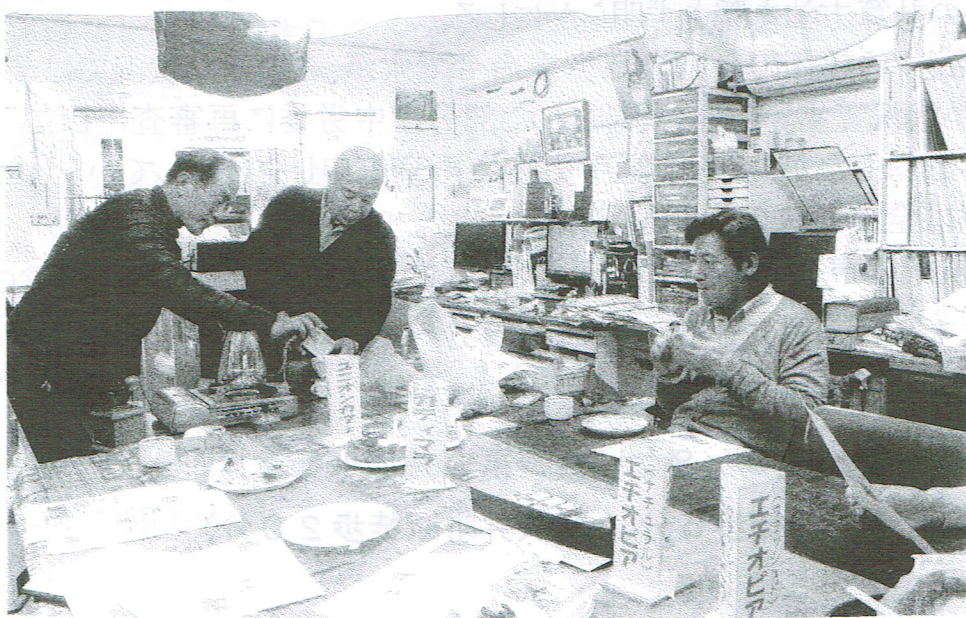
「ユニオンネットお互いさま」のカフェ行事に参加させていただきました。

3月20日（日）春を感じる好天の連休中日、組合員の松下さんと共に神田岩本町にある、「ユニオンネットお互いさま」の組合事務所を訪問しました。当日は新しい試みのカフェタイムの日（今回で2回目）。書記長の松本さん、委員長の斎藤さん、組合員の小林さん、井上さんが温かく迎えてくださいました。

まずはカンボジアの更紗等を使って、エスニックカフェ風インテリアに模様替え。あっという間にいい雰囲気になりました。その後は松村さんこだわりの貴重なコーヒー豆を冷凍庫より出していただき、ミルで丁寧に引いて一杯ごとドリップしていただきました。エチオピアやグアテマラ等の各々の香りや味の特徴を教えてください本格的なコーヒーを堪能しました。

その間、組合員の井上さんの一人で会社と闘った争議の話等もお聴きし、大いに共感しました。

日頃、争議や団交や学習会等組合活動に明け暮れている私たち組合員もこのような「癒しの時間が必要」と松下さんとともに痛感した次第です。このような新しい試みとアイデアは労働相談等にも活かせるものではないでしょうか。（樫村）



## 3.19 総がかり 日比谷大集会

3月19日、日比谷野外音楽堂にて「戦争法阻止！安倍政権の暴走許さない3.19総がかり日比谷大集会」が開催されました。集会開始前にはママの会やキリスト者等の団体が紹介され、共に闘う決意と組織の紹介がされていました。

本集会の初めに、1000人委員会代表の福山真劫さんは「戦争法も辺野古の埋め立ても原発の再稼働も止めなければならない。また春闘での回答も少なく働く者の実質賃金のダウン、年収200万円以下の労働者が1200万人、子どもの6人に1人が貧困と言われる状況にある。」と安倍政権の暴走を批判。そして「2015年の闘いは市民、若者、ママの会や平和団体、学者、みんなが闘えば安倍を追い詰める事ができると言うことを教えてくれた。」と。そしてこれからは「2000万署名（現在500万）や街頭宣伝、5・3憲法大集会に結集すること、来る参議院選挙で野党は連携して自公に勝とう、そして安倍政権を過半数割れに追い込もう。」と訴えられました。

次に国会議員からは

今、立憲主義、民主主義、国民生活の三つの危機の中にある。違いをすり合わせ共闘して闘う。(民主・枝野)

安全保障法は日本を守る為でなく、アメリカと一緒に戦争をするということ。また「核兵器の使用を憲法は禁じていない」等の発言もある。明文改憲させてはならない。(共・小池)

2月19日、戦争法廃止法案を提出した。2000万人署名、19日行動、5・3集会で廃止に追い込もう(社民・メッセージ)

「戦争」を理解してないのは総理のみ、廃止させるにはみんなの力しかない。(生活・メッセージ)

各々に共闘の思いを訴えられていました。

3月29日に戦争法は施行になります。平和が当たり前の日本の社会は真逆の社会になってしまいます。この事を粘り強く訴え続けることが大切だと強く思いました。

集会参加者は5600人。銀座コースのデモに出発しました。



## カフェ・ド・キネマで『遠い夜明け』を観た

3月、消費者生活センターでカフェ・ド・キネマ(会長:井桁さん)がありました。今回は南アフリカの解放闘争を描いた『遠い夜明け』(1987年)。南アフリカでアパルトヘイトの撤廃運動を行った活動家スティーヴ・ビコと、彼を取材したために弾圧されて国外脱出を図る記者一家を描いた映画です。

前半は、当時の黒人差別の過酷な実態と、それに立ち向かって差別撤廃を求める黒人の闘い。後半は、ビコへの取材を通じて彼に傾倒し、ついにはアパルトヘイト撤廃が必要だと認識するに至った記者が、ビコの拷問死を国際的に報道しようと国外に出ようとする家族の逃避行です。

後半はドキドキのしっぱなし。ケヴィン・クラインとデンゼル・ワシントンの演技が素晴らしいです。観たのは5回目ぐらいですが、差別の現実は何にも変わっていないと思いました。聞くに堪えないヘイトスピーチは野放しだし、民族差別・部落差別・障害者差別・女性差別は制度にも意識にも根深く残っています。民主主義を口にする、特に政治家は、差別をなくすための努力を片時も忘れてはならないはずです。しかし、差別意識の塊みたいなのが国の代表をしている訳で、それとそれを支える支持層の腹を考えると、気が重くなるながらも、やることがいっぱいあるじゃないか、と思いました。『遠い夜明け』は、この国の社会の様を思い起こさせてくれました。

### 遠い夜明け GRV FREEDOM



## 最近の労働相談で思うこと

最近、労働相談が増えている。

今日もこの「京浜ユニオンニュース」の原稿執筆と編集の作業をしている途中、労働相談を受けた。クリーニング工場で働いていた60代のAさんは、荷物を運ぶ途中で転んで機械に体を打ちつけ、病院に行ったが、医者への対応が粗忽なこともあり、めまいと痛みは治らず、仕事を続けるのが難しくなって2ヶ月後に退職。その後も体調は回復せず、気も落ち込んだ。どこに相談したらいいか分からなくて困っている所に、友人がユニオンを紹介してくれたという。相談では、このニュースでも触れている労災の給付について説明し、現在の心情も語ってもらった上で、労基署と一緒にいくことにした。ちなみにパートとして12年半働いて、部署の責任者的な役割も果たしていたが最後の給料の時給が910円だった。胸を張りたい日本の文化に拍手。

昨日はトラック運転手の組合員と、団交のための作戦会議。残業代未払い、社会保険の過誤徴収をはじめ、労働法違反案件が出るわ出るわ。過労死で死んでもおかしくないような長時間労働なのに低賃金とたたみかけるような様々な収奪。悪徳企業そのまま(アフリカ民衆、アフリカ系民衆との連帯を願う筆者にとって「ブラック企業」なる表現の使用は不可。Black is beautiful!)。どこかで読んだ19世紀イギリスの労働者の状態と何も変わらない。人間ってここまでできるのかと溜息が出るほどだ。

ソ連など「社会主義国」が群として存在している間はいくら自重していた(ように振舞った)資本主義は、それがドミノ倒しに崩壊して数国しか残らなくなつて以降はタガが外れて本性が出た。つまり、弱肉強食の無政府状態。資本家のやり放題。もうかるためなら労働者は死ぬ気で働いた揚句に死んでよしそれがどうした?と。企業がもうかってこそ国が成り立つのだつべこべ言うな!と。選挙も大事。が同時に、職場生産点にこそ民主主義を!(迫田)

# 労働と貧困 2016年1月

## (出典は東京新聞・毎日新聞)

**3日** 奨学金返還訴訟が急増。日本学生支援機構が発足した2004年度の58件に対し、12年度は100倍を超える6193件に上った。

**5日** 住民税や固定資産税などを払えない地方税滞納者が、自治体から厳しい徴収を受け、生活が困窮したり、精神的に追い詰められたりするケースが相次ぐ。

**5日** 「女性の活躍」に数値目標。女性の採用や昇進の機会拡大を図る「女性活躍推進法」が今春、全面施行。従業員300人を超える企業は4月1日までに採用者や管理職に占める女性比率の目標など行動計画を公表。

**6日** 経済界の新年祝賀会で中国の経済失速や中東情勢の悪化を心配する声。6日 障害年金を受け取りながら仕事をしている人の半数近くは年間の賃金が50万円に届かないことが、厚生労働省の受給者実態調査でわかった。

**6日(夕刊)** 生活保護家庭、最多を更新。全国で生活保護を受けている家庭は昨年10月時点で163万2321世帯となり過去最多。

**8日** 有休の日数、53%が知らず。旅行予約サイト・エクスペディアの欧米アジア26か国を対象とした調査結果によると、有休日数を知らない人の割合が一位。13日 政府が2015年度の介護報酬改定に合わせて実施した介護職員処遇改善加算が6000円弱しか上がっていないことがわかった。

**13日** 日本労働弁護団が「ワークルール教育推進法案」をまとめた。

**13日** 政府が来年1月1日から企業にマタニティーハラスメントの防止措置を義務付ける方針を決めた。通常国会に改正案を提出し、早期成立を目指す。

**16日** 子どもの貧困対策、東京都が680億円計上。

**16日** 僧侶が労災認定求め訴訟。福井県大野市の寺で僧侶をしていた男性。

**17日** 長野県軽井沢市でスキーツアー客ら14人が死亡したバス事故で、バスの運行会社「イーエスピー」が記者会見で、運転手の健康状態などを確認する出発前の点をしていなかったことを明らかにした。

**18日** 非正規の2割が「食事回数減」。連合の調査。

**18日** 非正規に「健康格差」。NPO法人「HOPEプロジェクト」の調査によると、定期検診の受診率は正規雇用が7割だったが、非正規は4割に過ぎ

なかった。

**19日**、経団連は春闘交渉指針となる経営労働政策特別委員会報告を発表。

**21日** 今春卒業予定の大学生の就職内定率(昨年12月1日時点)は80.4%。

**23日** アスベスト訴訟、国に三たび賠償命令。大阪地裁判決。

**24日** 1986年に大手企業に入社した女性総合職のうち、昨年10月時点で約80%が退職していたことが共同通信の調査で分かった。

**30日** 国内大手企業97社のうち2020年までに女性の管理職割合を30%程度

## 3.11 わすれない福島のことを考える 学習講演会

3月4日、秋葉原の和泉橋区民会にてユニオンネットお互いさまの学習会に参加しました。京浜ユニオンからは2名。会場に入ると、人でいっぱいでした。

講師は福島県小高出身の国分富夫さんより、福島原発の映像と詳しい報告がありました。

国分さんは、原発事故被害者で、相双の会会長をされています。

放射能の正常な線量は、0.05程度で、原発事故後は、0.15～0.25  $\mu\text{Sv/h}$ (5倍)は当たり前で、20倍にもなっています。さらにホットスポットもあり危険で100～200倍の線量になっています。

放射能汚染は、人間だけでなく、あらゆる生物にも害を与えます。映像では原発事故で逃げられなかった家畜小屋のエサ場に首を突っ込んだまま死んだ牛や、松の木が正常に成長できず、小枝のまま枝分かれした映像も見ました。神奈川県足柄山のお茶にも影響が出ました。原発からどれだけ離れたら安全か限定できません。

海への汚染水や、除染で出た大量の汚染土(フレコンバッグ)。今も毎日、2億4千万ベクレルが大気中に放出され続けています。放射能汚染は止まることを知りません。

前編 松下